平成３１年１月定例教育委員会会議録

１．開会及び閉会に関する事項

（１）日　時　平成３１年１月１８日（火曜日）

開　会　１５時３０分

閉　会　１６時３０分

（２）場　所　直方市役所８階　第８０８会議室

２．出席者及び欠席委員の氏名

（１）出席者

教育長　豊嶌慎司

委　員　澁谷昌樹、　委　員　中村敬子

委　員　中野昭子

（２）欠席者

委　員　山内　健

３．会議に出席した者の氏名

（１）事務局

教　育　部　長　秋吉恭子

教育総務係長　船越健児、学校教育課長　川原国章

学校教育課管理主事　石松敏幸、こども育成課長　熊井康之

家庭支援係長　塩田礼子、母子保健係長　香月真美

こども発達支援担当　松崎祐一、文化・スポーツ推進課長　山部福美

（２）書　記

教育総務課長　安部静子

４．会議次第

○教育長（豊嶌慎司）

それでは時間になりましたので、定例教育委員会を始めたいと思います。よろしくお願いします。

まず、教育長報告ということで行事報告をさせていただきます。用紙をごらんください。

１３日承認されまして、１４日本会議で御挨拶いたしました。

１６日、日曜日ですが県のＰＴＡ連合会北九州ブロック研修会、これはマリーホール宮田でありました。

１７日（月）、臨時教育委員会並びに臨時校長会がありました。

１８日、不祥事防止検討委員会がありました。

２８日に仕事納め式がありました。

１月に入りまして４日、仕事始め式、そして職員表彰式に出ました。

１月８日、直方商工会議所の年頭の賀詞交歓会に参加しました。

９日、１月定例校長会議。

１１日は、解放同盟直方市協議会新年旗開きに参加し、夕方は直方青年会議所新春挨拶会に参加しました。

１３日（日）、消防出初式、午後からは成人式に参加しました。

１８日、本日定例教育長会議、北九州地区公立小学校教頭研究大会に参加しました。

（今後の予定ですが）

２０日、新春書初め大会表彰式に参加いたします。

２１日（月）、保幼小中高連携推進協議会運営委員会に参加します。

２３日（水）、石炭記念館である文化財防火デー消防訓練に、参加します。

２４日、県の定数の教育要望に参ります。

２５日（金）、小中一貫教育推進本部会に参加します。

２７日（日）、第７３回直鞍一周駅伝の役員として宮若市に参ります。

２月３日、直方市文化連盟の新春懇話会に挨拶に参ります。

４日、２月定例校長会議です。

１２日、学校保健会研修会、２月定例教育委員会の予定です。

以上です。

何か質問等ございましたら、お願いいたします。

よろしいですか。

○中村委員　　はい。大丈夫です。

○教育長（豊嶌慎司）

ありがとうございます。では、議案に移ります。

議案第２８号、「平成３０年度３月補正予算について」、資料１ということで説明をよろしくお願いします。

○こども育成課長（熊井康之）

平成３０年度３月補正予算について、説明させていただきます。

資料１をお願いいたします。

○こども育成課長（熊井康之）

資料１－２の最初のほうから説明させていただきたいと思います。よろしくお願いします。

それでは、まず３款２項１目児童福祉総務費、２５節積立金において１，０００円計上いたしております。これは中央保育園が直方市立保育所施設整備基金に毎年１００万円を積み立てておりまして、その利子、１，０００円について予算を計上するものでございます。

続きまして、３款２項６目保育事業費、１３節委託料におきまして、４００万円を計上いたしております。まだ額は確定しきれておりませんけれども、この分につきましては今回保育所運営費の公定価格、これはベースアップ分として平成３０年分は平均０．８％上がっております。これに対する予算措置でございます。私立保育所につきましては、議決の予算で足りそうでございますけれども、公立保育所、特に中央保育園につきましては定員６０名のところを１２０％増し、７８名ほど受け入れしておりますので、この分の不足に対する今回委託料の増額計上でございます。

続きまして、３款７項１目母子保健事業費、１３節委託料につきまして５６８万２，０００円、減額しております。まず１点目、妊婦健康診査委託料につきまして、これは年間４１０名程度を見込んでおりますけれども、ことしはその数が少なくなっておりまして３８０名程度になりそうです。また次のこども定期予防接種委託料につきましても４５０名で見込んでおりましたけれども、３０名ほど人数が減りそうということで、減額しております。

続きまして、３款７項１目２０節扶助費におきまして、１２０万円を増額計上いたしております。これは未熟児養育医療の扶助費につきまして不足分を計上しておるところでございます。年間これは１０名程度見越しておりましたけれども、既に１７名を超える申請が入っております。そのため１２０万円を増額し対応していくというものでございます。

以上です。

○学校教育課長（川原国章）

１０款教育費です。１０款２項小学校費、２目教育振興費の２０節扶助費についてです。５８５万８，０００円を補正予算要求いたします。内容といたしましては、就学援助費の不足を補うためのものであります。学用品費と給食費について当初予算要求時点での対象者よりも７０人程度増加したことと、入学準備金の不足によるものでございます。

次に１０款２項で１１節需用費についてです。２５４万６，０００円を補正予算要求いたします。内容といたしましては、防犯カメラ設置に伴う工事費でございます。設置箇所と台数は下境小学校区１台と中泉小学校区２台です。（議案第２９号関連予算です。）

以上です。

○学校総務係長（船越健児）

教育総務課です。１０款２項４目の学校建設費になります。１３節委託料で１６８万６，０００円で、中泉小学校校舎外壁工事に伴う監理委託となっております。小学校のブロック塀の安全対策なのですけれども、昨日内示をいただきましたので、３月補正で計上させていただきまして、繰り越しまして４月に実施するような形で今回３月補正に計上させていただくことになっております。そちらの分が１０款２項４目の１１節で需用費ということで上げておりますが、１，０７６万８，０００円を計上する予定としております。

それから学校建設費の１５節工事請負費につきましては、こちらに挙げております福地小学校トイレ改修工事、それから中泉小学校校舎外壁改修工事、これに加えまして西小学校のブロックが大規模になりますので工事費で計上させていただこうと思っております。ブロック塀対策工事と合わせまして８，５２５万円を計上する予定としております。内訳はブロック塀が８０５万５，０００円、トイレ・外壁が７，７１９万５，０００円、合計８，５２５万円で計上したいと考えております。

続きまして中学校費、１０款３項４目の１１節需用費でこちらもブロック塀の対策工事ということで、直方第一中学校のブロック塀は撤去は終わっているのですけれども、まだフェンス設置が終わっておりませんので、そちらにフェンスを設置する修繕費ということで１８４万１，０００円を計上する予定としております。

それから中学校の学校建設費の１５節工事請負費になります。こちらが植木中学校トイレ改修工事と直方第三中学校管理棟内部建具改修工事、こちらが４，９４６万５，０００円、中学校の音楽室は特別教室になるんですけれ

ども、今度音楽室へのエアコン設置の（補助採択）内示をいただきましたので、こちらの設置も進めていきたいと思っておりますので、そちらの金額が１，６９７万４，０００円でございますので、そちらを合わせた金額を工事請負費ということで計上したいと考えております。

以上になります。

○文化・スポーツ推進課長（山部福美）

１０款４項１２目文化施設費におきまして、８節の報償費で７２万円を減額計上いたしております。文化施設に関して専門家の意見を聞くための費用としてアドバイザー料として計上いたしておりましたが、今年度は指定管理者のほうで文化アドバイザーを活用した事業を行っております。指定管理者側の費用で費用負担をしていただいたことにより未執行のため全額を減額いたします。

１３節委託料で９３７万３，０００円を増額計上いたしております。これは指定管理者との協定に基づく文化施設の修繕料また備品購入費等に係る指定管理料の不足額を充当するために増額するものでございます。内訳といたしまして、修繕料は平成３０年１月から１２月分で３６８万１，４７５円、備品購入費で２８万５，３２４円、美術館新収蔵倉庫の電気代といたしまして４９０万６，０６６円、児童図書の購入に使ってほしいということで５０万円の寄附をいただきました。そちらを備品購入費に上乗せして５０万円プラスで支出するということで増額で計上させていただいております。

次、１３目文化振興費におきまして２５節積立金で９，０００円を増額計上いたしております。文化振興基金積立金から発生する利子を積み立てたものとなっております。

１４目青少年対策費におきまして、１３節委託料で４０万円を減額計上いたしております。成人式の小ホールイベントの開催委託料の未執行によるもので、今年も成人式のイベントを小ホールで行っていただきましたが、小ホールでのそういった経費等は委託料ではなくて謝金と食料費等のほかの費目で支出しておりますので、委託料としての予算は未執行ということで４０万円を減額いたしております。

次、１９目文化財費におきまして７節賃金で２３３万１，０００円を減額計上いたしております。これは中泉牟田地区の急傾斜地崩壊事故防止工事に伴いました牟田横穴墓群という遺跡があり、その試掘調査をするための支払いだったのですが、試掘調査を２０カ所着手いたしましたが、予想以上に遺構面が浅くて遺構・遺物の出土も少なかったということから、発掘作業員さんの作業日数が予定日よりも少なくて済んだということで発掘作業員の賃金

の支出が減ったということで減額いたしております。これに伴いまして、資料１－１、裏側になります、３月補正の歳入の部分の上から２段目ですが１４款２項では、この費用に伴いまして国の補助を２分の１いただけるようになっております。歳出の減額に伴い１４０万６，０００円歳入が減るということで減額の補正をさせていただいております。

次が１９節負担金補助及び交付金で６０万円を減額計上しております。こちら補助対象団体、直方市の文化財の団体となっているところ、直方日若保存会、植木三申保存会、他２団体あるのですが、一団体３０万円の予算計上をしておりましたが、２団体がことしは実施しないという旨の確認がとれましたので、２団体分の６０万円を減額計上させていただいております。

１０款５項１目保健体育総務費におきまして２５節の積立金で２万６，０００円を増額計上いたしております。体育施設整備基金から発生する利子を積み立てるものとなっております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○こども育成課長（熊井康之）

それでは資料１－１、歳入についても説明させていただきます。

先ほど文化・スポーツでございました２行の分を除きまして、まず最初の１４款１項１目４７万円、それと３行目の１５款１項１目２３万５，０００円、２０款６項４目２６万円につきましては、先ほど母子保健事業費として未熟児療育医療扶助費、この増額に伴います国、県、そして雑入につきましては自己負担金はそれぞれ歳入が新たに見込まれる分について計上させていただいております。

以上です。

○教育部長（秋吉恭子）

先ほど数字のばらつきがあったのは現在入力している状況でございまして、予算要求しているという考え方をきょうお示ししております。この先、財政課からの査定等ございますので、金額はまた変わる可能性はございますけれども一応こういう考え方で予算要求しているということでございます。よろしくお願いいたします。

○教育長（豊嶌慎司）

それでは、議案第２８号、平成３０年度３月補正予算について、御質問がある方、お願いいたします。

よろしいですか。

それでは、採決したいと思います。この提案につきまして御承認される方は挙手をお願いいたします。

（挙手）

○教育長（豊嶌慎司）

ありがとうございます。議案第２８号は可決されました。

それでは続きまして、議案第２９号、「直方市立小学校通学路における防犯カメラの設置に係る管理及び運用に関する要綱の制定について」、学校教育課長、お願いします。

○学校教育課長（川原国章）

これは当日配付で申しわけございません。直方市立小学校通学路における防犯カメラの設置に係る管理及び運用に関する要綱の制定について、提案するものであります。

第１条は「（趣旨）」です。直方市教育委員会が直方市立小学校の通学路に設置する防犯カメラの管理及び運用に関し必要な事項を定めるものであります。

第２条が「（目的）」です。防犯カメラは、通学路における犯罪防止及び事故防止のために設置するものです。

第３条が「（用語の定義）」で３つ書いております。

第４条は「（管理責任者の設置）」ということで、防犯カメラの適正な管理及び運用を図るため、防犯カメラの管理責任者を置く。２項で管理責任者は、学校教育担当課長をもって充てるとしております。

第５条が「（管理責任者の責務）」です。

裏をごらんください。

第６条が「（防犯カメラ取扱者の責務）」ということです。

第７条が「（設置場所）」です。２の中に前項に定める通学区域のうち防犯カメラを設置する区間は、次の各号の要件を全て満たさなければならないと、（１）通学路の変更が困難であること、（２）地域住民の目が届きにくく、地域での見守りが困難であること、（３）通常の登校または下校時に児童が一人で歩くことが想定されることとしております。

第８条が「（設置する区間の決定）」、８条で防犯カメラを設置する区間は、防犯カメラを設置する通学区域の学校、警察及び教育委員会において協議し、教育委員会が決定するとしております。

第９条が「（設置する台数）」です。これは別表で定めるものとしており

ます。
第１０条が「（設置の表示）」。
第１１条が「（作動時間）」で終日です。
第１２条が「（映像データの保存期間）」ということで基本的には７日間ということです。
第１３条が「（映像データの管理）」についてです。
第１４条が「（映像データの目的外利用及び外部提供の制限）」としております。
第１５条は「（映像データの複製の制限）」。
第１６条が「（苦情の処理）」。
第１７条が「（委任）」としております。
以上です。よろしくお願いします。

○教育長（豊嶌慎司）
では、第２９号につきまして御質問等ございましたらお願いいたします。
よろしいですか。
それでは、議案第２９号、御承認いただける方は挙手をお願いいたします。

（挙手）

○教育長（豊嶌慎司）
ありがとうございます。議第２９号は可決されました。
それでは続きまして、議案第３０号、「直方市児童生徒就学援助規則の一部を改正する規則について」、学校教育課長、お願いします。

○学校教育課長（川原国章）
資料３をごらんください。
これは事務委任規則第２条第１項第２号の規定により提案するものであります。
直方市児童生徒就学援助規則の一部を次のように改正したいと考えております。
第２条の第１項第２号ウの「前年度または前々年度における」を「前年度または当該年度における」、そして「１００分の１２０」を「教育長が別に定める割合」に改め、「（特別支援学校に在籍し、または入学する予定の子の保護者の属する世帯については、合計額に１００分の２４５を乗じて得た額以下の場合）」を削るとしたいと考えております。

それと３の「教育委員会は、前条に規定する申請をした保護者に対し、第１項の規定による審査のために必要な書類の提出を求めることができる。」という形で、確定申告をしていただければ大体わかるんですけれども、それをされていない方がおられまして、低収入を証明するものを出してくださいと求めることができるというふうにさせてもらう形です。

４が「前項の書類の提出について教育委員会が定めた期間内に提出がなかった場合、教育委員会は、前条に規定する申請を却下することができる。」という形で、先ほど言いました低収入の証明するものが出されなかった場合は、これの申請を却下するというものが４です。

最初のほうに戻りますけど、生活保護の基準を国が大体定めます。それを基準に教育長が別に定める割合で、その基準を設けるというふうにしたいと考えているものです。

○教育長（豊嶌慎司）

それでは、第３０号につきまして御質問等はございますでしょうか。

○中村委員

今の第２条のところの教育長が別に定める割合ということは、たびたび変わっていくのですか。

○学校教育課長（川原国章）

毎年国の基準が出るんですよね。

○中村委員

その基準に基づいて、教育長が定めていくということなんですね。

○学校教育課長（川原国章）

そうです。例えば、新旧対照表をごらんください。旧の第２条の（２）のウのところに、１００分の１２０と決めていましたが、その基準によって１００分の１１５になったりとか、１００分の１１０になったりとか、というふうに教育長が定めるというものにしたいと考えております。

○中村委員

国の割合が基準になるということですか。

○学校教育課長（川原国章）

はい。

○中村委員
わかりました。

○教育長（豊嶌慎司）
よろしいですか。そのほかございませんでしょうか。
それでは、第３０号について御承認いただける方は挙手をお願いいたします。

（挙手）

○教育長（豊嶌慎司）
ありがとうございます。議案第３０号は可決されました。
それでは、議案第３１号、「直方市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について」、こども育成課、お願いいたします。

○こども育成課長（熊井康之）
それでは、議案第３１号、直方市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について、説明させていただきます。
資料４をお願いいたします。
本条例は放課後児童健全育成事業、いわゆる学童保育事業のための設備や運営に関する基準を定めたものでございます。
今回の改正につきましては、国が放課後児童支援員、その確保のため資格要件を拡大することに伴うものでございます。具体的には、学校教育法の一部改正により大学生徒の中に新たに専門職大学が設けられたことに伴い、放課後児童支援員の資格要件に専門職大学の前期課程の修了者が追加されました。専門職大学とは専門職業人の養成を目的とする高等教育機関で前期修了者につきましては、短期大学修了者と同様の取り扱いとなるというものでございます。
それでは、改正の内容につきまして御説明いたしますので新旧対照表の１ページをお開きください。
左側が新で右側が旧でございます。
第１０条、職員において第５項第５号の最後に「（当該学科または当該課

程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）」と追加しております。

また附則といたしまして、平成３１年４月１日から施行するとしております。

以上、議案第３１号について御説明いたしました。よろしくお願いいたします。

○教育長（豊嶌慎司）

では、議案第３１号について御質問がある方、お願いいたします。

よろしいですか。

では、議案第３１号について御承認いただける方は挙手をお願いいたします。

（挙手）

○教育長（豊嶌慎司）

ありがとうございます。議案第３１号は可決されました。

それでは、議案第３２号から３５号まで一括提案になりますので、
第３２号、「直方市アンビシャス活動助成金交付要綱の一部改正について」、
第３３号、「直方市文化財保護事業補助金交付要綱の一部改正について」、
第３４号、「直方市社会教育活動費補助金交付要綱の一部改正について」、
第３５号、「直方市公民館類似施設設置助成金交付要綱の一部改正について」を一括提案、お願いいたします。

○文化・スポーツ推進課長（山部福美）

議案第３２号から３５号までを一括提案させていただきます。

提案理由といたしましては、直方市教育委員会事務委任規則第２条第１項第２号の規定により提案するものでございます。

まず議案第３２号、直方市アンビシャス活動助成金交付要綱の一部改正について、提案いたします。

資料５をお願いいたします。

このアンビシャス活動助成金交付要綱は、地域における子供の体験活動の推進を図り、時代を担う青少年の健全な育成に寄与することを目的としております。

新旧対照表をごらんいただきたいと思います。右側が旧で左側が新でございます。

今回の改正は、平成３１年３月３１日にこの補助金要綱の終期が到来いたします。そのため、補助の効果の検証また見直しを行い、一部改正をするものでございます。

まず第３条の見出しを「(助成金額)」に改め、助成金額を助成対象経費の２分の１以内の金額と改めたこと。

また第６条中、交付決定通知書の名称変更、第７条中の変更承認申請書の名称変更と文言修正。

また第９条中、助成事業が完了したときは、「実績報告書に加え関係書類を添えて、市長が指定する期日までに、」という期日指定をきちんと設けております。

９条以下、３条を今回追加いたしております。

第１０条は、「(助成金額の確定)」について規定し、次のページ裏面でございます。

第１１条は、「(交付決定の取り消し及び返還)」について。

第１２条は、書類の整備及び保管について規定いたしております。

附則の第２項中、「平成３１年３月３１日」を「平成３４年３月３１日」に改め、「この告示は、平成３４年３月３１日限り、その効力を失う。」と改め、この要綱は、「告示の日から施行する。」ことといたしております。

その下、別表の訂正は下線を引いたところが今回修正したところでございます。報償費の中に「賞賜金」を追加し、また指導者の事前調査等に要する交通費を交通費全般として「交通費」という記載にいたしました。

以上が第３２号の説明でございます。

続きまして、議案第３３号、直方市文化財保護事業補助金交付要綱の一部改正について、資料６をお願いいたします。

直方市文化財保護事業補助金交付要綱は、文化財の保存と活用を推進し、市民文化の向上に資するとともに、我が国文化の進歩に貢献することを目的としております。

次のページの２枚目の裏面に新旧対照表がございます。この改正も今年度末に終期が到来するため、補助金交付要綱の検証と見直しを行った結果、今後もこの補助の必要性があると認め、内容も現行のまま行うとし、終期のみ改正いたしております。

附則の第２項中の「平成３１年３月３１日」を「平成３４年３月３１日」に改め、「この告示は、平成３４年３月３１日に限り、その効力を失う。」と改めて、「公布の日から施行する。」といたしております。

次に、議案第３４号です。資料７をお願いいたします。

直方市社会教育活動費補助金交付要綱の一部改正についてです。

こちらの要綱は、社会教育関係団体の活動を支援し、社会教育の発展に寄与することを目的といたしております。

２枚目の裏面に新旧対照表がございます。

こちらも先ほど説明いたした文化財保護事業と同じ理由でございます。終期到来に基づいて見直しを行いまして、このまま必要があると認め現行のまま行い、終期のみの改正となっております。内容は先の議案で説明したものと同じとなっております。

次に議案第３５号、資料８です。

直方市公民館類似施設設置助成金交付要綱の一部改正についてです。

この要綱は、公民館類似施設設置に要する一部を助成することにより、社会教育の組織的活動に資することを目的とした要綱でございます。

２枚目の裏に新旧対照表がございますが、こちらも前の２議案と一緒で、終期到来のため、効果の検証と見直しを行いまして必要性があると認め、内容はこのままで終期のみの改正となっております。

改正内容は３３、３４号議案と同じとなっております。

以上、議案第３２号から３５号について説明いたしました。よろしくお願いいたします。

○教育長（豊嶌慎司）

それでは、議案第３２号から３５号まで一括で提案しましたが、一つずつ採決していきたいと思います。

議案第３２号について御質問がある方、いかがでしょうか。

よろしいですか。

では、御承認いただける方は挙手をお願いいたします。

（挙手）

○教育長（豊嶌慎司）

ありがとうございます。議案第３２号は可決されました。

では、議案第３３号について御質問のある方。

よろしいですか。

では、御承認いただける方は挙手をお願いいたします。

（挙手）

○教育長（豊嶌慎司）

ありがとうございます。議案第３３号は可決されました。
それでは、議案第３４号につきまして、御質問がある方。
いいですか。
では、御承認いただける方は挙手をお願いいたします。

（挙手）

○教育長（豊嶌慎司）
ありがとうございます。議案第３４号は可決されました。
では最後、議案第３５号について御質問がある方。
では、御承認いただける方は挙手をお願いいたします。

（挙手）

○教育長（豊嶌慎司）
ありがとうございます。議案第３５号は可決されました。
議案は以上ですが、よろしいですかね。
それでは続きまして、協議事項に移ります。
「卒業証書授与式における教育委員会告示について」、学校教育課、お願いします。

○学校教育課長（川原国章）
資料９－１をごらんください。
卒業証書授与式における教育委員会告示です。小学校版です。集団生活の中で、自分の夢や目標を持つこと、夢や目標の実現のために強い信念を持ち、努力を積み重ねていくこと、その２点を卒業生へ伝えるために、子供たちに身近な食品を開発し、現在注目されている「安藤百福」さんに焦点を当て作成しています。ちょっと読ませていただいてよろしいでしょうか。資料９－１です。
『卒業生の皆さん、ご卒業おめでとうございます。直方市教育委員会より、心からお祝いを申し上げます。今、校長先生から渡された卒業証書を手にして、六年間の小学校生活のさまざまな思いが浮かんでいることと思います。皆さんは、四月から中学生となり、今までとは違った新しい生活が始まります。中学校での生活に夢や希望をふくらませていることと思います。中学校へと巣立っていく皆さんへ、夢を実現するための強い信念を持ち続けた「安藤百福」さんについてお話ししたいと思います。

安藤さんの名前を聞いただけでは、どのような方か思い浮かばない人も多いかもしれません。ＮＨＫ連続テレビ小説「まんぷく」のモデルで世界初の「即席ラーメン」や「カップラーメン」を開発した人が「安藤百福」さんです。

安藤さんは、好奇心旺盛で、発想豊かな方でした。また、正義感が強く、常に人の役に立つ仕事がしたいという社会奉仕の精神を強く持っていました。若いころは、持ち前の発想力を生かし、大阪でいろいろな機械を作り出して次々に成功を収めました。しかし、太平洋戦争が激しくなるとともに、工場は次々と閉鎖されました。また、ある時は、無実の罪で警察に捕まり、長く拘置所で過ごすことになりました。その後、無実が証明されて開放されましたが、この時、生きていくために食べることはとても大切であるということを強く感じ取ったそうです。

終戦後、街にはお腹をすかせた子どもたちや、やせ細り通りに倒れている人々があふれていました。この時、日ごろから社会の役に立つ仕事がしたいと考えていた安藤さんは、「この人たちを助けたい」「この人たちに栄養のある物を食べさせてあげたい」という思いを強く持ちました。そこから、安藤さんの新しい食品づくりが始まり、やがて「即席ラーメン」のアイデアが生まれていきました。

「即席ラーメン」は、今まで、誰も考えたことのない新しい食べ物でした。そのため、ラーメンを乾燥させたり、麺に味付けしたりする技術を開発することは、全てが新しい挑戦でした。試作品は失敗の連続でしたが、安藤さんは決してあきらめませんでした。この時、安藤さんの気持ちを支えたのは、「社会の人たちのために栄養のある食べ物を作りたい」という社会への思いと「自分の夢を実現させたい」という強い信念があったからです。

皆さんはこれから自分の夢や目標に向かって、進んでいくことと思います。しかし、全てが順調に進むわけではありません。時には壁にぶつかることもありますが、そのとき、あきらめずに強い信念を持ち、努力を積み重ねていくことが、自分の夢や目標の実現につながります。これからの中学校生活が、皆さんにとって将来への夢を考え、夢を実現するための力を蓄える充実した時間となるよう願っています。

最後になりましたが、保護者の皆様には、お子様のご卒業を心よりお祝い申し上げますとともに、長い間、物心両面にわたり、本校の教育の発展に御協力いただきましたことに深く感謝申し上げます。また、ご臨席賜りましたご来賓の皆様、六年間温かく見守ってくださった地域の皆様には、長い間、本校教育にご支援いただきましたことに感謝申し上げます。さらに、入学以来、熱心にご指導に当たられました校長先生をはじめ、職員の皆様に深く敬

意を表し、お祝いの言葉といたします。』

直方市教育委員会。これが９－１です。

９－２をごらんください。これは時代の変化に縦断する対応の中からまごころ・思いやりなど、変わらないことを持ち続けることの大切さを伝えるために、松尾芭蕉の言葉、「不易流行」とマイケル・Ａ・オズボーン氏らの論文、「雇用の未来」を参考に作成しています。資料９－２を読みたいと思います。４行目からでよろしいでしょうか。

『皆さんは、「不易流行」という言葉を知っていますか。この言葉は、「奥の細道」で有名な松尾芭蕉の言葉で、「不易とは、いつまでも変化しない本質的なもの」「流行とは、新しく変化を重ねているもの」であり、どちらに偏ることなく、双方のよさを取り入れるという考え方です。

ここで、「不易流行」と社会の変化との関わりについてお話します。皆さんが過ごしてきた十五年の間に、インターネットの技術が飛躍的に発達してきました。情報伝達の手段として開発されたインターネットもさまざまなコミュニケーションの形態を我々に提供するようになりました。皆さんはその変化の中に生きてきたのです。では、「変わらなかったこと」は、どのようなことだったでしょうか。それは、コミュニケーションをよりよく行うためには、相手のことを考え、大切にする「まごころ」や「思いやり」が大事であるということです。私たち人間は、様々な経験を通し、相手に対して、かける言葉や態度を柔軟に変化させながら、良好な関係を築こうとしてきました。それは、人類が誕生して、ずっと続いてきたことであります。

オックスフォード大学の准教授、マイケル・Ａ・オズボーン氏らが、２０１３年に発表した論文によれば、「十年から二十年のうちに自動化される可能性が高い仕事は、全体の四十七％」と述べています。これは、人工知能やロボットにより自動化されることにより、人が請け負ういくつかの仕事が、無くなっていく可能性があることを示しています。その一方、人工知能やロボットによる自動化が難しいことに共通することは、芸術作品や文学作品などを創作する力や、社会の中で他の人と関わり生活していくための対応する力であると述べられています。オズボーン氏らが言う、「社会の中で他の人と関わり生活していくための対応する力」を持つためには、まさに、「まごころ」や「思いやり」が重要と言えるでしょう。

さて、今後、オズボーン氏らが予測したような時代となるのでしょうか、また、皆さんはどのような力を身につけていかなければならないのでしょうか。四百年前に松尾芭蕉が残した「不易流行」という言葉は、これからの社会を生き抜く皆さんに、とても大切な考え方を示してくれる言葉ではないでしょうか。皆さんの未来が、明るくすばらしいものになるように、私たちは

皆さんを応援し続けたいと思います。』

というところで、あとは小学校と同じになっております。

以上です。きょうまず意見をある程度いただいて、また読んできていただいて、２月定例教育委員会で意見をいただきたいと考えております。

○教育長（豊嶌慎司）

よろしいでしょうか。では、次回までに読んでいただいて御意見をよろしくお願いします。

それでは、報告事項に移ります。

「平成３１年成人式について」、文化・スポーツ推進課、お願いします。

○文化・スポーツ推進課長（山部福美）

１月１３日の日曜日にユメニティのおがた　におきまして、３１年の成人式を執り行いました。委員の皆様には出席いただき、ありがとうございました。新成人の総数が５０３人、男性２４４人、女性２５９人の該当者がいらっしゃるのですが、そのうち出席者が男性が１８１人、女性が１８０人、合計３６１人の出席でございました。出席率といたしまして、７１．７７％ということで７割の方が出席いただいております。式の中、ちょっとちゃらけた新成人もいたのですが、大きな事故もなく報道もなく、よかったなと思っております。毎年思うのですが、終わってから小ホールで（歓談の場等）イベント等を行っています。ことしは実行委員会の方が、（公民館）ビデオ講座講師の保坂さんというＲＫＢの記者の方がいらっしゃるんですが、そちらと連携して新成人の言葉だったり、先生、恩師からの言葉というのをビデオに撮って、それを投影して、ぜひ多くの方に見ていただきたかったのですけれども、なかなか小ホールに集まるというよりもやはりみんなでわいわい外でするほうが楽しいというか、そちらのほうに流れたところもあって、去年よりは小ホールのほうに入っていただいたのですが、そこがちょっと課題として今も残っているところです。来年度、そこをどうするかというところをまた考えていかないといけないなと思っておりますけれども、アンケート等も今とっております。その集計がちょっとまだですが、よかったということが多いというふうには関係者からも聞いておりますので、何より無事に終わったということの報告をさせていただきたいと思います。ありがとうございました。

○教育長（豊嶌慎司）

よろしいでしょうか。

では続きまして、要望書の提出について、直方市体育館。

○教育部長（秋吉恭子）

では、私のほうから説明させていただきます。

先日、九心クラブというバレークラブチームの代表の方が見えられて、直方市立体育館の終了時刻を１時間延長してほしいということで、一応要望書をいただいたんですけれども、様式にも不備があって今私のほうでお預かりしております。後ろに名簿がついていたんですけれども、ただ住所と名前の一覧表がついていて何を要望しますというのが、それには書かれていなかった。ただ署名をとられたということで一緒についてきておりました。私のほうが申し上げたのは、バレーの市内リーグというのが体育館で定期的に行われていて、それが土曜日の夜とかに、お仕事を持ってらっしゃる方が終わって来られて試合をすると、９時でなかなか終わらないということで、１時間延長していただけないかという御要望でございまして、そのとき見えられたのは、九心クラブという一つのクラブチームだったので、バレーリーグの総意として御要望いただけませんかというお願いをしております。市内リーグ、８チームとおっしゃっておりましたので、それぐらいあるので、そこの総意として代表の方もいらっしゃると伺っておりますので、その総意として要望書を出していただけませんかというお願いを今いたしております。一方では、体育館が対面に住宅地を控えておりますので、そこの住民の方にもきちんと同意をいただけないと私どもが勝手に１時間延長するということもなかなかできにくいかなと考えておりますし、１時間延長すれば当然維持費もかかるという、もちろん料金もいただきますけれども、それ以上の維持費もかかるということで、それを総合的に考えないといけないということもございますけれども、一応こういう要望が上がっているということは、ぜひ教育委員の皆さんに御承知いただきたいということで、きょう頭出しさせていただきました。

以上でございます。

○教育長（豊嶌慎司）

よろしいですかね。一応、御報告ということです。

それでは、「直方市スポーツ推進計画について」、お願いします。

○文化・スポーツ推進課長（山部福美）

委員の皆様、当日配付資料で封筒の中にスポーツ推進計画案を入れさせていただいております。

こちら今スポーツ推進審議会委員の皆様で案を練っていただいて、今ここまででき上がっているところでございます。今年度に策定する予定としております。また２月のパブコメを経て、３月に答申という形になりますので、一度ちょっと途中経過ではございますが、こういうふうなものをつくっていますので、一度目を通していただきたいと思いまして今回用意させていただいております。今回見ていただいて、もうちょっとと思われるところが多分またあるかとは思いますが、御助言いただければと思います。よろしくお願いいたします。

○教育長（豊嶌慎司）

では、目を通されてよろしくお願いしたいと思います。

では続きまして、「直方市児童センター条例の廃止について」、こども育成課。

○こども育成課長（熊井康之）

それでは、直方市児童センター条例の廃止について、説明させていただきます。

資料につきましては、資料１２をお願いします。

保育園につきましては、教育委員会への委任事項ではございませんけれども、こども育成課として３月議会に上程する予定でございますので、前もって報告させていただきます。

児童センター条例につきましては、児童センターの位置、そしてまた事業内容、２ページ目この施行規則におきましては、開所時間、開所日等を規定しているところでございます。児童センター、隣保館と言ったほうが皆さんご存じかもしれませんけれども、東勘六橋をわたって右手のところにあるあの建物の２階は児童センターということで、児童福祉法に基づく児童館施設となっておるところでございます。ただ、昭和５６年に建物自体は建っているのですけれども、既に老朽化が著しく特に雨漏りは頻繁に起きているところです。ただこの児童厚生施設ということで、児童福祉法には規定されているのですけれども、運営費、また施設整備について全く補助金等がございません。全て市の単費の運営ということで、なかなか財政状況が厳しい中で今後どうやっていくかということを考えてきておりました。その中で１階の隣保館につきましては、施設整備補助金等が見込めますので、現在の児童センターの事業をそのまま隣保館の事業と一体化していくことで、今後施設整備、また運営をやっていきたいということで今回当センター条例を廃止するような形で議会に上程したいと考えているところでございます。

説明は以上です。

○教育長（豊嶌慎司）
よろしいでしょうか。
では報告事項は以上です。
ではその他に移ります。２月行事について学校教育課。

○学校教育課管理主事（石松敏幸）
折り込みの資料１１、２月行事予定を掲載しておりますのでごらんください。
２月１日（金）、中学校入学説明会、４中学校とも午後から行われる予定になっております。
２月４日（月）、「こころの劇場」が午前中にユメニティで行われます。定例校長会議が１５時から５０３・５０４で行われます。
２月７日（木）、チャレンジウィーク担当者会が１５時半から行われます。
２月１２日（火）、定例教育委員会が１５時半から、学校保健会研修会が１４時半から行われる予定となっております。
１４日（木）、第４回学力向上検証委員会が１５時から５０３、５０４で行われます。
１９日（火）、発達支援会議が９時から行われます。
２２日（金）、初任者研修の閉講式が１５時から５０３・５０４で行われます。
２６日火曜日、教育論文等表彰式・発表会が１５時から中央公民館の３階で行われる予定となっております。
以上でございます。

○教育長（豊嶌慎司）
よろしいでしょうか。
それでは、会議録署名委員の指名について、お願いします。

○教育総務課長（安部静子）
１月会議録の署名を澁谷委員にお願いしたいと思います。
よろしくお願いいたします。

○教育長（豊嶌慎司）
よろしいですか。

○澁谷委員
　わかりました。

○教育長（豊嶌慎司）
　では、お願いいたします。
　全て終わりましたが、全体を通して何かございますでしょうか。
　それでは以上を持ちまして、教育委員会を終わらせていただきます。
　どうもお疲れさまでした。

（署名）

直方市教育委員会教育長

豊　嶌　慎　司

（署名）

直方市教育委員

澁　谷　昌　樹